

# 自分らしい仕事・暮らしを実現できる青森の魅力発信動画制作業務仕様書

## 1 委託業務名

自分らしい仕事・暮らしを実現できる青森の魅力発信動画制作業務

## 2 業務の目的

若者の県内定着・還流を促進するため、自分らしい仕事・暮らしを実現している県民の姿を通して、青森県で暮らすことの魅力をPRする動画を制作し、県内外の若者に向けて発信することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結から令和7年3月31日（月）まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 動画の制作

下記の要件に基づき、2種類の動画を制作すること。

なお、本業務においては、「若者」とは就職・進学前後の時期にある18歳から24歳までの者を指すものとする。

#### ① ショート版・・・3本から5本

ア ホームページやSNSへの掲載を想定した1分程度の動画を制作する。

イ 原則、動画1本につき1名の県民に焦点を当てた内容とする。なお、出演者は県内で活躍するクリエイターを中心に選定する。

ウ 制作本数は、予算の範囲内で3本から5本とする。

#### ② 総合版・・・1本

ア ①の内容をまとめた動画を制作する。

イ 動画の長さは、①の制作本数に合わせて3分から5分程度とする。

### (2) 動画の視聴を促す広報の実施

県内外の若者を対象に、(1)で制作した動画の視聴を促すための、適切な広告媒体及び方法（インターネット広告、キャンペーン企画など）による広報を提案すること。

### (3) 業務計画の作成

スケジュール、実施体制等を作成し、青森県子ども家庭部若者定着還流促進課に提出して承認を受けること。

### (4) 業務実施報告書の作成

上記(1)の概要、(2)の概要及び実施結果をまとめた報告書を作成し、提出すること。

## 5 対象経費

### (1) 動画制作に係る経費（撮影、編集 等）

- (2) 出演者の調整に係る経費（謝金、旅費 等）
- (3) 委託業務に従事する者の人件費
- (4) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）
- (5) その他、当該事業に必要と認められる経費（要事前協議）

※ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物、備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品）の取得費
- ・施設・設備の設置費、改修費
- ・その他事業と関連性が認められない経費

## 6 仕様書の内容の変更

発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

## 7 成果品及び納入場所等

- (1) 成果品 以下の①及び②に係る電子データを納品すること。
  - ①業務実績報告書
  - ②制作した動画データ（YouTube で公開可能な形式に限る）

- (2) 納入場所 青森県こども家庭部若者定着還流促進課

- (3) 摘要

業務実施結果報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容や、その他業務に関連して実施した事項を記載すること。

## 8 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。

また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

## 9 留意事項

受注者は、本委託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託事業の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じる

おそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。

- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。